

Q

2

同意権の行使

同意権を行使する場合には、どのようなことに注意すればよいでしょうか。



A

同意権を行使するにあたっては、被保佐人の意思を尊重し、その心身の状態および生活状況に充分配慮してください。

【同意権の行使の仕方】

被保佐人の行為に同意する場合には、契約書等に被保佐人が署名押印した後に、「上記行為（または契約）に同意します。」などと記し、「被保佐人〇〇保佐人」として保佐人が署名押印します。

【同意権の範囲】

保佐人の同意が必要になる被保佐人の行為は、民法第13条1項各号に定められている行為と、家庭裁判所で特に定めた行為です。民法第13条1項各号に定められている行為の具体例は次頁のとおりです。

【同意権の拡張】

法律で定められた保佐人の同意権の範囲の他に、同意を要する行為を追加することもできます。その場合、別途申立てが必要になりますので、追加の必要が生じたら、早めにご相談ください。

【日常生活に関する行為】

日用品の購入その他日常生活に関する行為については、同意権の範囲に含めることはできません。

〔民法第13条1項各号に定められている行為とその具体例〕

《1号 元本を領収し，又は利用すること》

- ・預貯金の払い戻し
- ・貸したお金を返してもらうこと
- ・お金を貸すこと（利息の定めがある場合）

《2号 借財又は保証をすること》

- ・借金をすること（金銭消費貸借契約の締結）
- ・保証人になること（債務保証契約の締結）

《3号 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること》

- ・不動産の売却
- ・抵当権設定
- ・クレジット契約の締結
- ・不動産の賃貸借契約の締結（下記9号記載のものを除く）及び解除
- ・お金を貸すこと（利息の定めがない場合）
- ・通信販売（インターネット取引を含む）及び訪問販売等による契約の締結
- ・元本が保証されない取引（先物取引，株式の購入など）

《4号 訴訟行為をすること》

- ・民事訴訟において原告として訴訟を遂行する一切の行為
- ※相手方が提起した訴訟への応訴や，離婚・認知などの裁判（人事訴訟）は，保佐人の同意がなくてもすることができます。

《5号 贈与，和解又は仲裁合意をすること》

※贈与を受ける場合は，保佐人の同意は不要です。

《6号 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること》

※被保佐人が遺産分割協議をするには，保佐人の同意が必要です。

《7号 贈与の申込みを拒絶し，遺贈を放棄し，負担付贈与の申込みを承諾し，又は負担付遺贈を承認すること》

《8号 新築，改築，増築又は大修繕をすること》

- ・住居等の新築，改築，増築または大修理を目的とする法律行為

《9号 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること》

- ・民法第602条には，
 - ①樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借は10年
 - ②その他の土地の賃貸借は5年
 - ③建物の賃貸借は3年
 - ④動産の賃貸借は6か月と定められています。

※賃貸および賃借のいずれの場合においても，これらの期間を超える契約をするには，保佐人の同意が必要となります。